

議案第 17 号

野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「30 人」を「16 人」に改め、同条第 2 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 6 号とし、第 11 号を第 7 号とし、第 12 号を削り、第 13 号を第 8 号とし、第 14 号から第 17 号までを 5 号ずつ繰り上げる。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（意見の聴取等）

第 8 条 協議会及び専門部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（野田市有害図書規制に関する条例の廃止）

- 2 野田市有害図書規制に関する条例（昭和 52 年野田市条例第 38 号）は、廃止する。

提案理由

青少年を取り巻く環境の変化に対応した施策に資するため、青少年問題協議会の構成の整備等をしようとするものである。

参考資料

野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第9号）

改 正 案	現 行
(組織及び委員) 第 3 条 協議会は、委員 <u>16 人</u>以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 子ども会育成団体を代表する者 (削る。) (削る。) (2) 青少年相談員を代表する者 (3) 青少年補導員を代表する者 (4) スポーツ団体を代表する者 (削る。) (5) PTA を代表する者 (削る。) (6) 保護司会を代表する者 (7) 民生委員児童委員を代表する者 (削る。) (8) 関係行政機関の職員 (9) 関係教育機関の職員 (10) 教育長 (11) 市職員 (12) 公募に応じた市民 (意見の聴取等) 第 8 条 協議会及び専門部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 第 9 条・第 10 条 (略)	(組織及び委員) 第 3 条 協議会は、委員 <u>30 人</u>以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 子ども会育成団体を代表する者 (2) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u> (3) <u>自治会を代表する者</u> (4) 青少年相談員を代表する者 (5) 青少年補導員を代表する者 (6) <u>スポーツ団体を代表する者</u> (7) <u>女性団体を代表する者</u> (8) PTA を代表する者 (9) <u>文化団体を代表する者</u> (10) 保護司会を代表する者 (11) 民生委員児童委員を代表する者 (12) <u>生涯学習に関する知識を有する者</u> (13) 関係行政機関の職員 (14) 関係教育機関の職員 (15) 教育長 (16) 市職員 (17) 公募に応じた市民 第 8 条・第 9 条 (略)